

議案第83号

勝山市企業振興条例の一部改正について

勝山市企業振興条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

企業の雇用ニーズへ柔軟な対応を図ることを目的に、本条例に規定する用語の定義を見直したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 8 3 号

勝山市企業振興条例の一部を改正する条例

勝山市企業振興条例(昭和 59 年勝山市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工場等 事業者がその事業の用に直接供するために設置する<u>工場、事務所、研究所及び物流施設</u>をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>(13) 新規雇用者 建設等をした工場等の操業に伴い、<u>操業開始日前 3 月</u>から操業開始後 2 年以内の間に当該工場等において雇用された従業員(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者として同法第 7 条の規定による届出がされている者に限る。)のうち、市内に住所を有し、かつ、当該採用された日から 6 箇月以上継続して雇用されている雇用期間の定めのない者をいう。</p> <p>(14) (略)</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工場等 事業者がその事業の用に直接供するために設置する<u>工場、事務所、研究所、ホテル、販売所、物流施設及びその他の施設</u>をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>(13) 新規雇用者 建設等をする工場等の操業に伴い、<u>市長が第 5 条に定める指定を行った日</u>から操業開始後 2 年以内の間に当該工場等において雇用された従業員(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者として同法第 7 条の規定による届出がされている者に限る。)のうち、市内に住所を有し、かつ、当該採用された日から 6 箇月以上継続して雇用されている雇用期間の定めのない者をいう。</p> <p>(14) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。